

「指定通所介護」デイサービスセンターさえずり重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(富田林市指定第2774902007号)

当事業所はご利用者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者
 2. 事業所の概要
 3. 事業実施地域及び営業時間
 4. 職員の配置状況
 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
 6. 苦情の受付について
 7. 急変時および事故発生時の対応について
 8. 損害賠償について
 9. 非常災害対策について
 10. 高齢者虐待防止について
 11. 秘密保持と個人情報の保護について
 12. 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合について
 13. サービスの利用に関する留意事項
- <重要事項説明付属文書>

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 天寿会 |
| (2) 法人所在地 | 大阪府堺市美原区平尾1938番地1 |
| (3) 電話番号 | 072-363-1555 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 網田 隆次 |
| (5) 設立年月 | 平成元年2月8日 |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所
平成30年10月1日 富田林市指定第2774902007号
※当事業所は地域密着型介護福祉施設さえずに併設されています。
- (2) 事業所の目的 要介護状態のご利用者に対し、適切な指定通所介護を提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 デイサービスセンターさえずり
- (4) 事業所の所在地 大阪府富田林市五軒家一丁目25—10
- (5) 電話番号 072—365—5200
- (6) 事業所長(管理者)氏名 古岡 勉
- (7) 当事業所の運営方針
法人の基本理念である「地域になくなくてはならない存在として、安心と信頼あるサービス」をモットーに地域に根ざした施設運営に努めます。理念実現のため、法人として以下の取り組みを行います。
- (8) 開設年月 平成24年10月1日
- (9) 利用定員 40人

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 富田林市
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土曜日 国民の祝日、(12月31日・1月1日・2日・3日休業)
受付時間	月～土 9時～18時
サービス提供時間	月～土 9時30分～17時00分

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況と職務内容>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	人数(R7.4.1 現在)
1. 事業所長(管理者)	1名(常勤)
2. 介護職員	6名(常勤)、4名(非常勤)
3. 生活相談員	1名(常勤)、2名(非常勤)
4. 機能訓練指導員	1名(常勤)
5. 看護職員	4名(非常勤)

職種	職務内容
介護職員	ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
生活相談員	ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
機能訓練指導員	ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下があります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照) *

以下のサービスについては、滞在費、食費を除き、所得状況により各利用者の負担割合に応じて介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 食事(但し、食費は別途いただきます。)

- ・当事業所では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況、及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・食事の提供及び介助が必要なご利用者様に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。

(食事時間) 12:00~13:00

② 入浴

- ・入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。

③ 排泄

- ・排泄の介助、おむつ交換を行います。

④ 更衣介助

- ・上着、下着の更衣の介助を行います。

⑤ 個別機能訓練

ご利用者様の能力に応じて機能訓練指導員が専門的知識に基づき、

- ・食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
- ・器械・器具等を使用した訓練を行います。
- ・個別機能訓練(Ⅰ) 個々のご利用者様の状態に適切に対応する観点から、個別の機能訓練実施計画を策定し、これに基づきサービス提供をおこないます。また、3カ月に1度ご利用者様の居宅に訪問し、進捗状況の説明、訓練内容の見直しを行います。

⑥ 送迎サービス

- ・事業者が保有する自動車により、ご利用者様の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。

⑦ その他自立への支援

ご利用者様の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

- ・ご利用者及びそのご家族の介護等に関する相談や助言を行います。
- ・看護職員が、健康管理を行います。

〈サービス利用料金(1回あたり)〉(契約書第6条参照)

別紙料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(上記サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。)

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご利用者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。(下記(2)①参照)

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第6条参照) *

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 食事の提供

ご利用者に提供する食事の費用です。(おやつ代含む)

料金: 650円

② 通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金をいただく場合がございます。

料金: 事業実施地域を1キロメートル超える毎に100円

③ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

④ 理髪・美容

月に2回、理容師の出張による理髪サービス(調髪、顔剃、洗髪)をご利用いただけます。

料金: カット・ブロー2,200円 顔そり600円 シャンプー600円

パーマ(カット込み)6,700円 毛染め4,500円

⑤ おむつ代

実費をご負担いただきます

料金: 紙おむつ代 100円/枚、尿取りパット代 30円/枚

⑥ 複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。

複写物を必要とする場合には実費でご負担いただきます。1枚 10円 (税込み)

⑦ その他

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、ご利用者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

☆①～⑥について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。（ただし介護報酬改定の際はこの限りではありません。）

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第 6 条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求いたしますので、翌月27日までに以下の方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

口座自動振替

当法人契約の三菱UFJニコスによる自動振替(手数料法人負担)

口座振替日:27日

(金融機関休業日の場合は翌営業日となります。)

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第 7 条参照)

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金 (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について(契約書第 20 条参照)

(1) 当施設における苦情解決体制

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

苦情受付担当者 相談員 上田 敏也

苦情解決責任者 施設長 古岡 勉

○受付時間 毎週 月曜日 ～ 土曜日 9:00～18:00

○所在地 大阪府富田林市五軒家1-25-10

○電話番号 072-365-5200 FAX 072-365-5201

当施設では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から施設に対するご意見などをいただいております。当施設への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

○第三者委員 久米 正吉 072-362-1051

平野 紀代子 072-362-3681

また、苦情受付ボックスを施設内に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情・事故発生時の受付機関

堺市健康福祉局福祉推進部 介護保険課	所在地 〒590-0078 堺市南瓦町 3-1 電話番号 072-228-7513・FAX072-228-7853 受付時間 午前 9:00～午後 5:30
堺市美原支所 地域福祉課	所在地 587-0002 大阪府堺市美原町黒山 782-11 電話番号 072-361-1881・FAX072-362-7532 受付時間 午前 9:00～午後 5:30
国民健康保険団体連合会	所在地 大阪市中央区常盤町 1-3-8 電話番号 06-6949-5418 FAX06-6949-5417 受付時間 午前 9:00～午後 5:30
南河内広域事務室 広域福祉課	所在地 大阪府富田林市寿町 2-6-1 電話番号 0721-20-1199・FAX0721-20-1202 受付時間 午前9:00～午後5:30
富田林市役所 健康推進・高齢介護課	所在地 大阪府富田林市常盤町 1-1 電話番号 0721-25-1000 F A X 0721-20-2113 受付時間 午前 9 : 00～午後 5 : 30
大阪狭山市役所 保健福祉部高齢介護課	所在地 大阪狭山市狭山 1-2384-1 電話番号 072-366-0011 F A X 072-366-9696 受付時間 午前 9 : 00～午後 5 : 30
事業者の窓口 さえずり	所在地 大阪府富田林市五軒家一丁目 25-10 電話番号 072-365-5200 F A X 072-365-5201 受付時間 午前 9 : 00～午後 6 : 00

(3) 苦情解決の手順

1. 苦情の受付

- ・ 苦情受付担当者は、ご利用者等からの苦情を随時受け付けいたします。

2. 苦情受付の報告・確認

- ・ 苦情受付担当者は、受け付けた苦情はすべて苦情解決責任者へ報告します。その際苦情受付担当者は、その内容について書面に記載し、必要に応じて苦情申出人に確いたします。

3. 苦情解決に向けての話し合い

- ・ 苦情解決責任者は、苦情申出人との話し合いによる解決に努めます。その際、苦情申出人または苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができます。

4. 苦情解決結果の記録・報告

- ・ 苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面にて記録します
- ・ 苦情解決責任者は、一定期間ごとに苦情解決結果について第三者委員に報告し、必要な助言を受けます。
- ・ 苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項があった場合、苦情申出人に対して、一定期間経過後報告します。

7. 急変時および事故発生時の対応について

当施設は、ご利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、ご利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

家族等	緊急連絡時の家族等	
	住所及び電話番号	
救急希望病院の有無		有りの時の病院名()
		無しの時は救急車の搬送先となります。

※施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。

(1) 転倒について

高齢者は普段の日常生活においても転倒して骨折等の負傷をされることが稀ではありません。施設内でも同様のことが起きる事があります。職員の見守りには限界があり、これらの事故を皆無にする事は出来ない状況です。この点もご理解をお願い致します

(2) 病気の発症について

脳卒中や心筋梗塞等はしばしば突発します。施設利用中に発症があれば協力医療機関等への入院等、最善の対応をさせて頂きますが、発症そのものを防ぐ事は多くの場合できません。この点もご理解をお願い致します。

8. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

9. 非常災害対策について

当施設は、非常災害に備えて定期的に避難、救出、夜間想定を含めその他必要な訓練を年2回以上実施しております。また、消防法に準拠して非常災害に関する具体的計画を別に定めております。

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者（管理者：古岡 勉）

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11. 衛生管理等

- (1)指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
 - (2)必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
 - (3)事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

12. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 秘密保持と個人情報の保護について

当施設及び当施設の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得たご利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。事業者は、ご利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いません。また、ご利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご利用者の家族の個人情報を用いません。

14. 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合について

- 1 当施設は、サービスを提供するに当たっては、ご利用者又は他のご契約者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行いません。
- 2 当施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行います
 - (1) 身体拘束等の必要性については、切迫性・非代替性・一時性の三つの要件をすべて満たしているかを確認します。
 - (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体的拘束にかかる態様及び時間、そ

の際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

- (3) ご利用者又は家族に説明し、その他に方法がなかったか改善方法を身体拘束廃止委員会で協議します。

15. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意(契約書第11条参照)

○ご利用者本人で管理されている所持品(貴重品を含む)が紛失した場合には、一切責任を負いません。なお デイサービスをご利用される場合、お酒、お餅、食品衛生上、生ものの食品等(お菓子類)の持ち込みは、ご遠慮下さい。また、持ち込まれた場合には、必ず連絡して下さい(食事量等を把握しているためです。)

* 他のご利用者や職員等へのお心使いもご遠慮ください。

(病状では、食事制限等で禁止されている方もいるため)

* 食中毒などの時期によっては、一切の持込みを禁止させていただく場合がございます。

ご理解・ご協力のほどよろしく願いいたします。

○施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に回復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

○事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

<重要事項説明書付属文書>

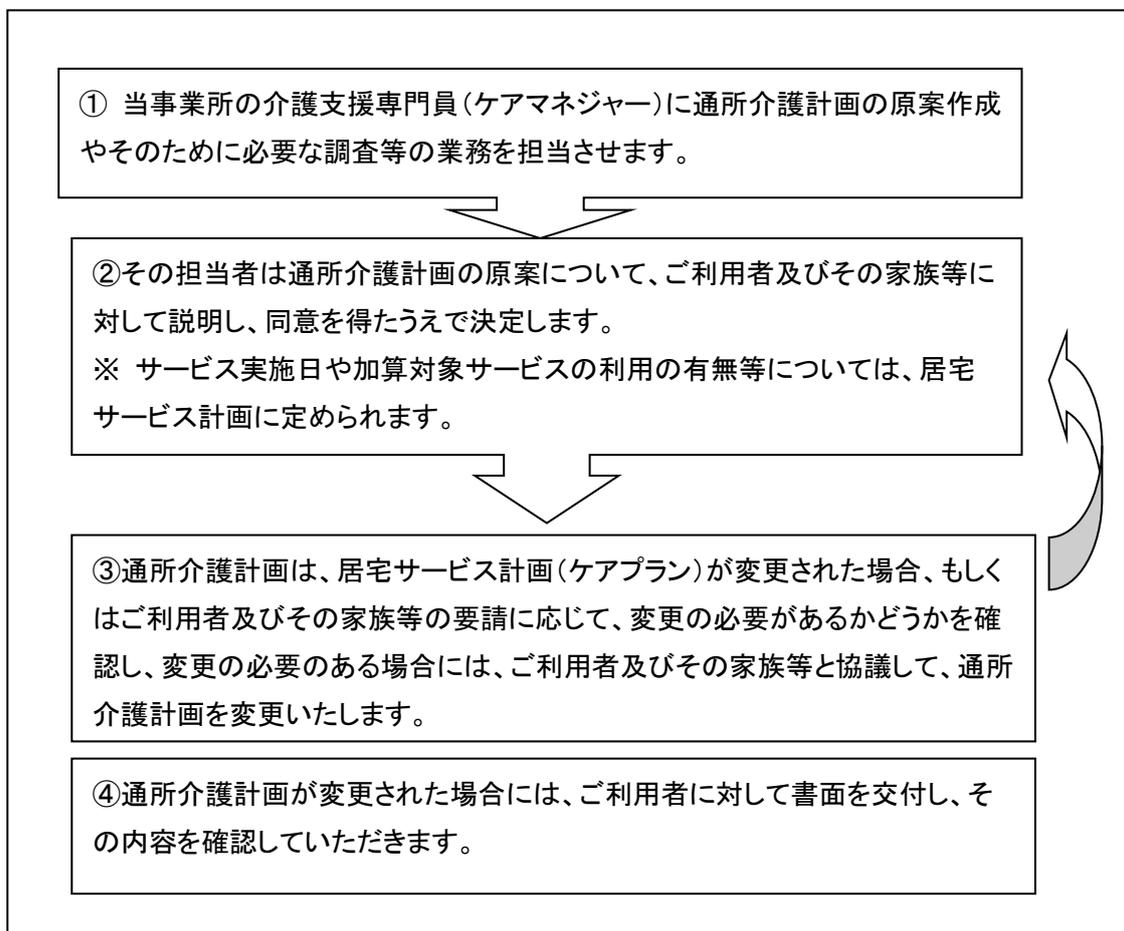
1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 : 鉄筋コンクリート造陸屋根 地上 4 階建て
- (2) 建物の延べ床面積 : 3387.70 m²
- (3) 併設事業 : 当施設では、次の事業を併設して実施しています。
- 地域密着型介護福祉施設さえずり[介護老人福祉施設]
平成 24 年 10 月 1 日
指定富田林市 2794900072号 定員 29 名
 - ショートステイ さえずり[短期入所生活介護]
平成 24 年 10 月 1 日
指定富田林市2774901991号 定員 29 名
[介護予防短期入所生活介護]
平成 24 年 10 月 1 日
指定富田林市 2774901991号
 - デイサービスセンター さえずり[通所介護]
平成 24 年 10 月 1 日
指定富田林市 2774902007号 定員 40 名
[総合事業通所型]平成 30 年 4 月 1 日
指定富田林市2774902007号
指定堺市2774902007号
指定狭山市2774902007号
 - ケアプランセンター さえずり[居宅介護支援事業]
平成 24 年 10 月 1 日
指定富田林市 2774902015号
 - 在宅介護支援センター さえずり
令和 5 年 4 月 1 日
- (4) 運営事業 : 当法人では、次の事業を運営しています。
- 特別養護老人ホーム 平尾荘[介護老人福祉施設]
平成 12 年 4 月 1 日
指定大阪府 2770107205 号 定員 80 名
 - 短期入所生活介護センター平尾荘[ショートステイ(福祉)]
平成 11 年 10 月 29 日
指定大阪府 2770107205 号 定員 9 名
 - 通所介護センター 平尾荘[認知症対応型デイサービス]
平成 18 年 4 月 1 日
指定大阪府 2770107213 号 定員 12 名
 - 介護予防通所介護センター平尾荘[介護予防認知症対応型デイサービス]
平成 18 年 4 月 1 日

- 指定大阪府 2770107213 号
○平尾荘居宅介護支援事業所[居宅介護支援事業]
平成 12 年 2 月 1 日
指定大阪府 2770107171 号
○平尾荘障害相談支援事業所[特定相談支援事業]
平成 29 年 4 月 1 日
指定堺市 2736600046 号
○老人保健施設 ホットスプリング美原[老人保健施設]
平成 17 年 2 月 1 日
指定大阪府 2750180156 号 定員 100 名
○短期入所療養介護 ホットスプリング美原[ショートステイ(医療)]
平成 17 年 2 月 1 日
指定大阪府 2750180156 号 (定員 100 名)
○介護予防短期入所療養介護 ホットスプリング美原[予防ショートステイ(医療)]
平成 17 年 2 月 1 日
指定大阪府 2750180156 号
○通所リハビリテーション ホットスプリング美原[デイケア]
平成 17 年 2 月 1 日
指定大阪府 2750180156 号 定員 40 名
○介護予防通所リハビリテーション ホットスプリング美原[予防デイケア]
平成 18 年 2 月 1 日
指定大阪府 2750180156 号
○グループホーム ファミリーハウス美原[グループホーム・介護予防グループホーム]
平成 18 年 4 月 1 日
指定大阪府 2770107320 号 定員 18 名
○ヘルパーステーション てんじゅ[訪問介護・総合事業訪問型]
平成 23 年 4 月 1 日
指定大阪府 2776600088 号
○訪問看護ステーション てんじゅ[訪問看護・介護予防訪問看護]
平成 27 年 1 月 1 日
指定堺市 2766690040 号
○サービス付き高齢者向け住宅 さえずり
令和 4 年 2 月 1 日
○ケアプランセンターてんじゅ[居宅介護支援事業]
令和 7 年 4 月 1 日
指定大阪府 2776600708 号

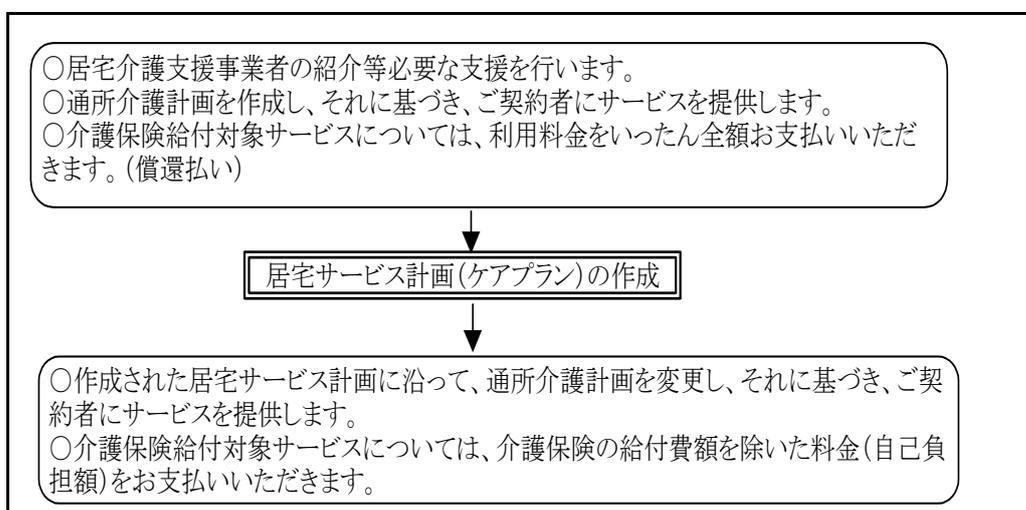
2. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1)ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第3条参照)

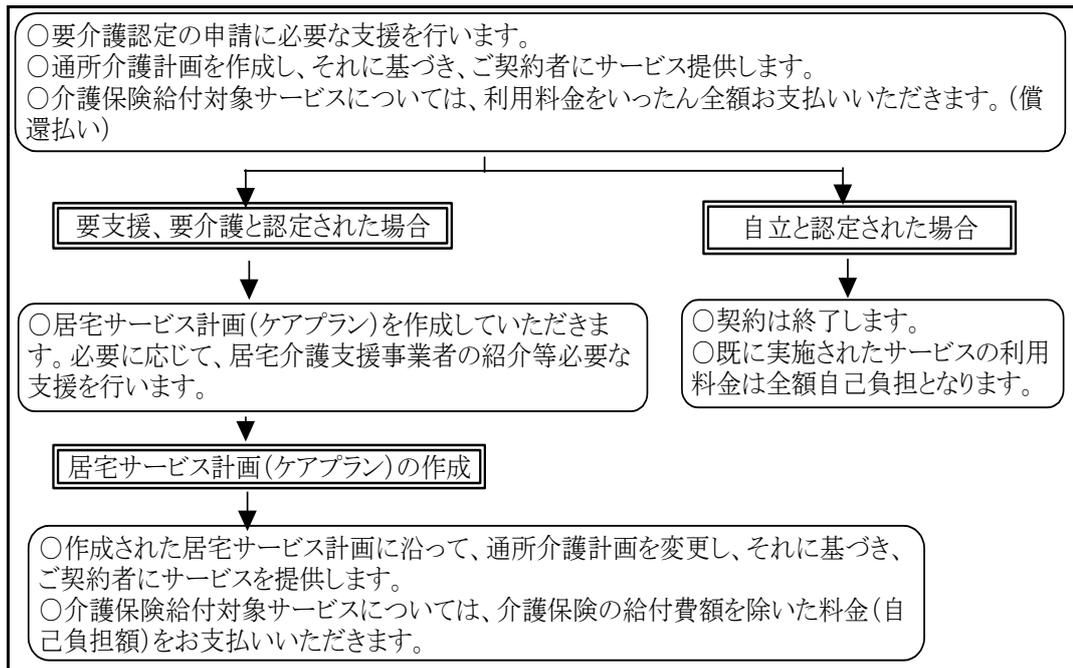


- (2)ご利用者に係る「居宅サービス計画(ケアプラン)」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



3. サービス提供における事業者の義務(契約書第9条、第10条参照)

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、併設施設の医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、サービスを完結した日から5年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。

(守秘義務)

ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。また、ご利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にてご利用者の同意を得ます。

(2)事業者からの契約解除の申し出(契約書第18条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが2か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことな

どによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助(契約書第 15 条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘察し、必要な援助を行うよう努めます。

4. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第 15 条参照)

- ① ご利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1) ご利用者からの解約・契約解除の申し出(契約書第 16 条、第 17 条参照)

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご利用者が入院された場合
- ③ ご利用者の「居宅サービス計画(ケアプラン)」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第 18 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重

大な事情を生じさせた場合

- ②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが2か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助(契約書第 15 条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

(附則)

この重要事項説明書は平成24年10月1日から施行する。

この重要事項説明書は平成25年4月1日から施行する。

この重要事項説明書は平成26年1月1日から施行する。

この重要事項説明書は平成26年4月1日から施行する。

この重要事項説明書は平成27年1月1日から施行する。

この重要事項説明書は平成27年4月1日から施行する。

この重要事項説明書は平成27年6月1日から施行する。

この重要事項説明書は平成27年8月1日から施行する。

この重要事項説明書は平成28年4月1日から施行する。

この重要事項説明書は平成28年7月1日から施行する。

この重要事項説明書は平成29年4月1日から施行する。

この重要事項説明書は平成30年4月1日から施行する。

この重要事項説明書は平成30年8月1日から施行する。

この重要事項説明書は平成31年4月1日から施行する。

この重要事項説明書は令和元年10月1日から施行する。

この重要事項説明書は令和2年4月1日から施行する。

この重要事項説明書は令和3年1月1日から施行する。

この重要事項説明書は令和3年4月1日から施行する。

この重要事項説明書は令和4年10月1日から施行する。

この重要事項説明書は令和6年4月1日から施行する。

この重要事項説明書は令和7年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービスセンター さえずり 事業所

説明者職名 氏 名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

ご利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

利用者は、署名が出来ないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代行いたします。

署名代行者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____

※この重要事項説明書は、「平成 24 年大阪府条例第 115 号」第 10 条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。